

第1節 地域福祉

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第2次の計画を平成22年3月に策定した。計画期間は、平成22年度から26年度までである。

そのため、平成26年度において第3次の計画策定についても行った。

① 第3次大牟田市地域福祉計画の策定

第2次の「大牟田市地域福祉計画」の期間が平成26年度で満了することから、平成27年3月に第3次大牟田市地域福祉計画を策定した。

その基本理念は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」を引き継いでいる。第3次計画では、基本目標を「つながりを育む人づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」の3つとし、基本目標ごとに2つの施策を掲げ、またその施策ごとに重点的な取組み項目を定めて体系化して示している。

なお、策定にあたっては、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者及び公募による市民委員で構成する「大牟田市地域福祉計画推進委員会」を設置し、協議を行った。また、地域福祉に関するアンケートや、31人の市民参加を得て計3回開催した市民ワークショップ、関係団体などへの意見聴取（ヒアリング）を行い、地域福祉に関する市民の意見や、生活課題についての認識・思い等を広く取り入れ、「自助」「共助」「公助」の視点から「自分や家族にできること」「地域においてできること」「社会福祉協議会が取り組むこと」「行政が取り組むこと」に分けて主な取組内容を掲載した。なお、今回の計画は、社会福祉協議会が策定する大牟田市社会福祉実践計画と基本理念及び施策の体系を共有して策定した。

② 第2次大牟田市地域福祉計画の推進

第2次大牟田市地域福祉計画は、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進～協働～」という3つの基本目標のもとに施策を体系化し、それぞれの基本目標の達成指標となる事業に取り組むこととしている。それらの事業は、「重点的に進捗管理を行う事業」として位置付け、①支え合いの啓発事業、②出張地域レビュー講座、③ボランティア活動の活性化、④災害時等要援護者支援制度、⑤コミュニティソーシャルワーカーの検討、配置、⑥小学校区別地域福祉計画の策定支援、の6事業を掲げて進捗管理を行った。

また、平成26年度は計画期間の最終年度であったため総括を行い、成果や課題を明らかにして第3次計画の策定に活かした。

③ 災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮

らせるようになることを目指している。(制度への登録者数：9,522人 平成27年3月末現在)

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

○「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成27年3月末現在

- ・手鎌校区災害訓練実行委員会
- ・駒馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
- ・みなと校区運営協議会
- ・倉永校区まちづくり協議会
- ・天領校区まちづくり協議会
- ・玉川校区まちづくり協議会
- ・吉野校区総合まちづくり協議会
- ・安心安全まちづくり天の原校区協議会
- ・駒馬北校区まちづくり協議会
- ・大正校区まちづくり協議会
- ・上内校区まちづくり協議会
- ・銀水校区まちづくり協議会
- ・三池校区まちづくり協議会

(安心安全まちづくり笹原校区協議会は、校区再編のため平成25年6月解散。同年7月安心安全まちづくり天の原校区協議会と締結)

④ 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

日時：平成27年2月7日（土）

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約400人

〔実施内容〕

副題「地域支えあい絆セミナー」

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・基調講演「地域の課題を見つめて ～今、地域に求められているもの」
(講師：福島 明美氏)

2 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

<実績>

項目	金額 (円)
社会福祉協議会補助	41,021,000

3 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法（第16条～第18条の3）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 1/2 県 1/2 程度

<目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の任期 平成25年12月1日～平成28年11月30日（3年間）

民生委員・児童委員の定数 297人〔<内> 主任児童委員 42人〕 ※平成25年12月1日より

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実績>

民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	384	0
	介護保険	232	3
	健康・保健医療	561	3
	子育て・母子保健	220	143
	子どもの地域生活	971	123
	子どもの教育・学校生活	527	233
	生活費	369	3
	年金・保険	67	0
	仕事	64	1
	家族関係	451	40
	住居	215	0
	生活環境	710	1
	日常的な支援	2,818	87
	その他	2,558	10
	計	10,147	647
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	5,760	63
	障害者に関すること	623	35
	子どもに関すること	1,897	516
	その他	1,867	33
	計	10,147	647
その他の活動件数	調査・実態把握	4,941	110
	行事・事業・会議への参加・協力	12,206	1,355
	地域福祉活動・自主活動	20,470	3,051
	民児協運営・研修	9,662	1,879
	証明事務	484	0
	要保護児童の発見の通告・仲介	382	28
訪問回数	訪問・連絡活動	62,919	1,003
	その他	37,259	1,188
連絡調整回数	委員相互	25,792	6,433
	その他の関係機関	13,425	2,245
活 動 日 数		52,113	6,669

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 14人
 民生委員推薦会委員の任期 平成25年7月1日～平成28年6月30日（3年間）

<実績>

会議回数	3回	候補者推薦数	11人（内、主任児童委員0人）	退任者数	8人
------	----	--------	-----------------	------	----

4 社会福祉法人

<目的・事業内容>

社会福祉法の改正により、平成25年度から主たる事務所が本市の区域内にあり、その行う事業が市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁は、大牟田市に移譲された（根拠法令：社会福祉法第30条）。

そのため、当該要件を満たす社会福祉法人の設立や定款変更等については、本市の認可が必要となり、また、当該法人の指導監査についても、本市が行うこととなった（根拠法令：社会福祉法第31条及び56条等）。

指導監査にあたり、社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉を推進する中核的な組織として、多様な福祉ニーズを充足する役割が期待されていることを踏まえ、法人の運営管理や公的資金の取扱い等が法令等を遵守しているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地において確認する。

<実績>

所轄する法人数	26法人	平成26年度 新規設立法人数	0法人	平成26年度 解散・合併法人数	0法人
平成26年度 指導監査実施法人数	7法人	うち文書指摘法人数	0法人	うち文書指導法人数	6法人

5 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所管課	保健福祉総務課
-------	--------------	-----	---------

<目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

<実績>

運営状況

（単位：千円）

25年度末現在高	26年度中増減額		26年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
373,403	1,679	0	375,082

福祉振興基金への寄付金3件分1,125千円及び運用利子554千円の積立を行った。

6 臨時福祉給付金

根拠法令等	大牟田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱	所管課	臨時福祉給付金対策室
		負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。

(1)支給対象者

基準日（平成26年1月1日）において、次の条件を満たした者。

- ①住民基本台帳に記録されており、
- ②平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いた者。
 - ・市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ・生活保護制度内で対応される被保護者等

(2)支給額

支給対象者1人につき1万円。

加算措置の対象となる年金・手当等を受給している者は1人につき5千円加算。

<実績>

項目	人数	金額（円）
支給決定者	31,919	319,190,000
加算対象者	18,245	91,225,000